

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 21 年 3 月 26 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	複数手法活用による病院省エネ事業
排出削減事業者名	社団法人益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院
排出削減共同実施事業者名	中国電力株式会社 (その他関連事業者名：島根県中小企業団体中央会、株式会社山武ビルシステムカンパニー中国支店)
事業実施場所	社団法人益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院 (島根県益田市遠田町 1917 番地 2)
事業の概要	病院における電気式高効率ヒートポンプの追加、空調用熱源の空冷高効率チラーへの更新、及び照明器具の高効率照明器具への更新という複数の方法によって病院全体の省エネを図るものである。 ① 重油焚蒸気ボイラの蒸気による給湯に電気式高効率ヒートポンプを追加することでエネルギー効率を改善しエネルギー消費量を削減できる ② 空調用熱源を空冷高効率チラーへ更新しエネルギー効率を改善することでエネルギー消費量を削減できる ③ 照明器具を高効率照明器具へ更新しエネルギー効率を改善することでエネルギー消費量を削減できる
排出削減量の計画	319 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 1,276 tCO ₂)
国内クレジット認証期間	開始予定日 2009 年 4 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 002 ヒートポンプの導入による熱源機器の更新 方法論番号 004 空調設備の更新 方法論番号 006 照明設備の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所： 社団法人益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院
追加性を有すること	1)本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、病院関係者及び島根県中小企業団体中央会関係者への質問等により確認した。 2) 既存の対象設備、照明器具等の使用年数が法定耐用年数である 15 年の 2 倍（30 年）を超えていないことを、設備の製造年に関する確認、質問、関連書類の閲覧を通じ確認している。また、当排出削減事業者が 1986 年（昭和 61 年）より操業開始しており、2009 年現在まで 23 年経過しているが、この年数が法定耐用年数の 2 倍（30 年）を超えていないため、照明器具の設置時期、交換の有無等にばらつきがあるとしても、全体的には法定耐用年数の 2 倍（30 年）を超えていないことを確認している。 3)経済的見地から判断して本事業が最も魅力的な投資案とはなりえないこと、本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時の既存設備製造年月日の確認等により確認している。 具体的には、当排出削減事業は 3 つの個別事業からなっているが、排出削減事業の投資回収年数について、入手した根拠資料、質問および検算により全体で 4.9 年であること、および個別事業それぞれが 3 年以上であることを確認した。平成 20 年に、概ね 2 年毎に行われ、経営に極めて大きな影響を与える診療報酬改訂により病院経営の環境が悪化し、30%以上

	<p>の病院が赤字に陥っている（全日本病院協会調べ）中、医療業界では3年以上の経営計画を立てるのが難しく、金融機関からも経営計画以内、すなわち3年以内に回収可能な投資実施を依頼されている。このため、当事業者としてはこれまで、省エネルギー投資の実施判断基準として、3年を概ね採用しており、それを質問により確認した。</p> <p>また将来のクレジット売却により現金収入が得られる可能性があることが、病院理事長に高く評価され、投資の一因となった。</p> <p>こういった背景により、国内クレジット制度の存在がなければ、4.9年という通常の判断基準より長い回収期間を要する本事業の実施は難しかったと判断できる。</p> <p>投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。</p>
<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者への質問、島根県中小企業団体中央会関係者への質問、排出削減事業者の提出した誓約書の確認等により、自主行動計画に参加していない事業者であることの確認を実施している。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1)本排出削減事業は、承認排出削減方法論 002、004 及び 006 の3つの方法論に基づき排出削減量を計算しており、また、其々の方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>【方法論 002 ヒートポンプの導入による熱源機器の更新】</p> <p>適用条件1については、既存熱源設備の視察、既存熱源設備の仕様書の確認、エコキュートの仕様書の確認等によって、高効率ヒートポンプを導入することを確認している。</p> <p>適用条件2については、事業サイトの視察、全体レイアウト図の確認、及び関係者への質問等により、エコキュートが病院内の温水供給のために用いることを確認している。</p> <p>適用条件3については、既存の熱源機器が未だ使用可能であることを関係者への質問、視察により確認している。</p> <p>適用条件4については、エコキュートで製造された温水が今後自家消費することを視察、全体レイアウト図の確認、及び関係者への質問等により確認している。</p> <p>【方法論 004 空調設備の更新】</p>

	<p>適用条件 1 については、既存空調設備の視察、既存空調設備の仕様書の確認、新設空調設備の仕様書の確認等によって、高効率の空調設備に更新することを確認している。</p> <p>適用条件 2 については、既存の空調設備が未だ使用可能であることを関係者への質問、視察により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、排出削減事業実施前及び実施後の空調設備のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量である年間稼働時間のデータが空調機運転日誌の実績値で計測できることを質問、関連文書の閲覧により確認している。</p> <p>【方法論 006 照明設備の更新】</p> <p>適用条件 1 については、新規に設置された照明設備でないことを、既存照明設備の視察により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、既存照明設備が未だ使用可能であることを視察により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、活動量としてエネルギー使用量と比例関係にある照明点灯時間を採用している。照明点灯時間は、設置場所、役割等によって 6 つのグループに分類され、グループごとの点灯時間が病院の運営時間を参考に定数として定められている。これらの定数については、過年度の病院の運営時間等に関する質問、関連文書の閲覧により確認している。</p> <p>2)その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p>
--	--

4. 特記事項

投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。